

# 大村益次郎の遺策の展開

——大阪兵学寮の創業——

竹 本 知 行

はじめに

兵部大輔大村益次郎が死去したのは、明治二年一月五日のことであつたが、兵部省ではしばらく彼の後任を欠き、前原一誠が大村の後を襲つたのは同年二月三日になつてからであつた。この間、兵部省では大村の「門弟」たる大丞山田顕義を中心として大村の遺作がとりまとめられ、一月一八日「故大村大輔軍務前途の大綱」として上申された。それは以下のようなものであつた。

一、今般大阪に於て海陸軍練兵所並に兵学寮御取立相成度候事。

大阪は所謂海陸四達の要地にして皇国の中央に位す。四方の変に應じ易し。故に軍務の根本たる学校等を立る、此の地を以最上とす。

第一 兵部省役庁を建設すべき事。

第二 海陸兵学寮を造営すべき事。

兵備の精粗は士官の良否によれり。故に人材を教育するを以て最も先務とす。

第三 陸軍の屯所を建設すべき事。

兵士無ければ操練の実技奉られば也。

第四 砲銃火薬製造局を置くべき事。

天下の砲器火薬方今外国より償求す。是尤も兵法の忌む所也。速に国内に於て製造せんことを要す。

第五 軍医院を設置くべき事。

是又海陸軍共欠くべからざる。但し即今同府大病院より兼しむべし。

右の条々何れも府城内外に造営せんことを要す。但し、火薬製造所は予め山城国宇治に決す。

一、屯所は、当時銃兵の一大隊の造営成就するを以て過日既に京都河東精兵凡百人繰込置けり。不日兵隊を入れ、右兵士をして教授せしむ。

一、兵学寮造営並鑄造火薬製造所病院等造営に及ぶべし。総て軍艦一艘棋海へ繋ぎ洋人を雇入、之れを以て海軍の初業とす。

右、何れも洋人を雇入るべし。

以上、故大村兵部大輔前途の大綱に候。就ては省中何れも右の目途に候間、何卒御評決相成度と奉懇願候。猶委細は河田兵部大丞船越兵部権大丞より可及言上候。以上。<sup>①</sup>

山田は上申に先立つ同月八日、これを木戸孝允にも見せ彼の同意を得ているが、これを見ると、先ずもって、大村及びその後継者たちが大阪を軍事の中心地にしようとしていたことが見て取れる。なぜ東京ではなく大阪でなければならぬのかという点については、『大村益次郎先生事蹟』や『曾我祐準翁自叙伝』などにおいて当時の兵部省関係者によるいくつかの証言を得ることができる。

それによれば、大村が「大阪は、警備も宜し海の便利もある、所ではからどうしても外国と対立するといふことにならなければならぬから、さうすると兵の養成所、その他総て器械の製作所、即ち仕入場を此東京の主権の下に置くのは甚だ宜しくない、それが第一の理由である、戦争と云ふことになると、必ず主権の下にやつて来るさうすると、万一にも仕入場まで毀されるやうなことがあつては、取返しがつかぬ、それゆへ仕入場は他に置いて、続々仕入れることが出来るから仕入れては東京へ出すと云ふことにして置かなければならぬ、斯云ふ私の考である」と、対外的な国内防衛の観点からの理由が第一に挙げていたとある。彼は、盟友であつた木戸孝允とともに、弱肉強食の世界情勢の中で欧米列強に並立できる国家の建設を政治目標としていた。もちろんこれは彼らに特有のものではなかったが、両者の政治構想はそれを起点に目的合理主義的に展開されていたといえる。大村が軍事の中心地として東京を避けて大阪を選んだのもそのような文脈の中で解釈されよう。

また、それとは別に大阪城はこのとき兵部省の管轄になつていたことから、『大阪には大阪城があるから、周囲の囲みだけは出来て居る、それを利用して、大阪城の中へ学校を建てて、それから兵隊の方を拵へる』ことができるといった便宜上の理由もあつたことも事実である。

しかし、ここでの直接の動機とすれば、大村が「東京へは天下の豪い奴が皆集まつて来る、幕府の時ですらさうであるから、況んや是からは必ず色々な人が集まつて来る、さうすると何か新しい事をする度に、何とか彼とか論が起こり、

遂にその事は仕上げぬ中に崩して仕舞うやうなことになる、それでは不可ん<sup>6</sup>」と述べたというように、明治二年六月の大久保利通との兵制論争で苦汁をなめた経験から、新たな施策に対する大久保らからの妨害を避けたという事情が大きかったと思われる。

これ以外にもよく引用される関係者の回顧談には、「東北平定後、吾々同僚間でも奥羽在勤者との往復する書簡にも、奥羽は古来王化に潤はず、今後最も注意すべき地方なり抔能書いたが、大村大輔は之を見て笑つて、奥羽は今年や二十年頭を擡ぐる気遣はない。今後注意すべきは西であると云はれた。又大輔が船越大丞に遺言された内に四斤砲を沢山密かに製造し置けとありしと聞く。英雄の兵略眼は亦た格別で、十年前から西南役を見透されたことが明らかかなようである。」<sup>7</sup>と、大村が西南雄藩の反政府的な動向を危険視していたことも述べられている。

以上のように大村は生前、政権内対立を直接の契機に、万国対峙という「一新之名義」<sup>8</sup>を最大の眼目に据えて大阪を軍制改革の拠点にしたといえる。大村の死後、山県有朋が明治三年八月二八日に兵部少輔に就任した後本格的に兵部省を主導するまでの時期は、「薩長の軋轢、進歩と保守の対立があつて省務は捗らなかつた」<sup>9</sup>など、従来、軍制改革の停滞が指摘されることが一般的である。しかし、明治二年付（月日不詳）岩倉具視宛三条実美書簡に「大村没古致候上は一日も代任の者不可欠御急務」<sup>10</sup>とあるように、政権基盤が未だ脆弱な明治政府において軍制改革推進の必要は政府当局者に共通の認識であつた。ここでは、山田ら「遺策遂行連」<sup>11</sup>によつて大村の遺策がどのように展開していったかという点に着目し、「大綱」中、ここでは特に生前の大村が心血を注いでいた大阪兵学寮の建設を中心に、陸軍創業の実相をみていきたい。

## 大阪兵学寮の建設 大村遺策派と大久保派の対立

大村益次郎やその後継者による兵部省の大阪拠点化は明治二年の六月より本格化していた。これは、廟堂において大村と大久保との熾烈な兵制論争が展開されていた時期にあたる。同月一五日、兵部省は「此度軍務官大坂表へ出張候に付、於東京自軍務官行政官へ届済に相成候間、即別紙の通勿々大坂府へ御達に相成候様御運可被下候。」と弁官に掛け合い、同月中に軍務官の大阪出張所の設置が実現した。七月に兵部省大阪出張所と改められたそれを中心として、以後、兵学寮の建設を初めとする軍務の様々な事業が展開されていったのである。

沿革的に見ると、大阪兵学寮の建設は、各地に置かれていた各種軍学校を合併する形で推進された。それらの内最初のもものは、明治元年に設置された京都兵学校であった。これは同年七月二十八日に「大学校御取建被遊、天下之才を集め、文武とも盛に被為興度、思召に候処、方今御多事之折柄に而、未だ御取調も行届兼候処、先兵学校仮に御取調出来候に付、来る八月二日より開学被仰出候」<sup>13</sup>との「兵学校開学仰出書」が出されたことで、堂上公家や地下諸官人の子弟らに對する陸軍兵学や練兵学など教育を目的に創設されたものである。仰出書にあるように、大村は将来大学校を設置してあらゆる方面にわたる教育を施し人材を育成する計画を持っていたが、財政上の制約からまずは兵学校の設置のみに限って設置したものであった。ただ、京都兵学校は生徒わずかに数十名に過ぎず、規模から見て本格的な兵学校とは必ずしも言えるものではなかった。同校は明治二年正月に兵学所と改称され、同年九月には大阪に移転され、同年七月に設置されていた大阪の兵学所に併合された。これが、後の「兵学寮青年舎」の源流となったのである。

また京都においては、明治二年八月に、河東操練所とよばれる下士官の養成機関も設置されていた。伝習生の選出は大村の「門弟」<sup>14</sup>である兵部大丞山田顕義が担当し、彼は戊辰戦争中に自らが総督をつとめた整部隊など山口藩諸隊を中

心に鳥取、岡山藩士を加え約百名を選出し、同年九月五日から下士官候補の訓練を開始していたのである。「河東の精兵」と呼ばれたこの伝習隊は後に大阪に移され大阪教導隊を編制することとなる<sup>(18)</sup>。

一方、大村は旧幕府の残した施設も積極的に活用している。旧幕府が慶応元年一二月に陸軍学校として建設した横浜のフランス語学校を明治政府は慶応四年閏四月五日に接收し、開成所と改称していた。大村は、明治二年五月、これをもって陸軍士官の正則養成所にする目的で軍務官の管轄に組み入れたのである。川勝広道を所長とし横浜大田村に置かれた同所は「横浜（仏）語学所」と呼ばれ、ここでは生徒にフランス語を中心とした語学教育がなされていた。これは大村が士官候補たる同所の生徒を留学生としてヨーロッパに派遣する意図をもっていたことによる<sup>(19)</sup>。同所には大村の推薦で桂太郎や榑崎頼三・馬屋原二郎らの長州藩士も入学している。なお、同所は大村の死後、明治三年五月に大阪に移され、兵学寮に編入され、後に「兵学寮幼年舎」となり語学所の生徒三五名<sup>(20)</sup>が入舎している。

旧幕府の遺産について言えば、その人材活用にも注目する必要がある。横浜語学所所長の川勝とは旧幕府の外国奉行川勝近江守であった。また、河東操練所では、旧幕府においてシャノワヌ（G. S. J. Charoiné）を団長とするフランス軍事顧問団から直接伝習を受けた揖斐章が中心となり教授にあたっていた。彼は幕府陸軍では撤兵隊頭取を務めていたが、明治元年十二月に大村によって出仕を命じられ、その後、河東操練所とともに大阪に移り、大阪兵学寮においては練兵や生徒の規律監督を務めている。そのほか、ビュッフィエ（Bouffier, François）、トルラン（Martin, Eugène, Jean, Baptiste）、ホルタン（Fortant, François, Arehur）とこう三名のフランス下士官の兵学寮への雇い入れを進めた兵学寮中教授田島応親は、慶応二年から横浜のフランス語学校に学び、戊辰戦争においては榎本武揚らと行動を共にし、通弁として函館に渡った経歴の持ち主であった。ちなみに、彼が抜擢した三名のフランス人教官は、旧幕府のフランス軍事顧問団のメンバーであり、教え子の幕兵らとともに箱館の榎本軍に合流した戦友であった<sup>(21)</sup>。また、明治三年六月の職

員録<sup>(24)</sup>において大阪兵学寮の権頭（頭は空席）として兵学寮のトップに名前が挙げられている原田一道もまた、かつて幕府の蚕書調所で調出役教授手伝として出仕していた。彼は文久三年に横浜鎖港談判使節外国奉行池田筑後守の随員として渡欧し、使節帰朝後も滞留しオランダ陸軍士官学校に学び、帰国後は講武所や開成所で教授を務めた経験を持つ人物であり、蚕書調所時代の大村の知己でもあった。このように現場の教官には旧幕府の人材が多く登用されている。大村は将来「農兵を募る」ことを念頭に、彼は陸軍における仏式兵制の採用にこだわっていたが、先進思想の実行には旧幕府の知識の蓄積は無視できないものがあつたのである。

このように大村を中心とした兵部省当局者は、大阪を拠点に軍関係の諸施設を建設していったが、それは決して容易な作業ではなかつた。兵制をめぐる政府内部の対立は明治元年の旧征討軍の処理問題に端を発し、明治二年には大村と大久保利通が廟議において直接対決するという状況に発展していた。そもそも軍事の大阪拠点化も、自らの兵制案が見送られた大村派が、将来の農兵徴募に向け、大久保派の妨害を避けつつ徴兵軍隊の基幹となる士官を養成しておくことを考えた結果であつた。しかし、大村の死によって、状況は一変することになつたのである。

先述のように山田顕義ら大村遺策派は、大村の死から一三日目にあたる明治二年一月一日に「故大村大輔軍務前途の大綱」を上申していた。しかし、すぐに大久保はこれの無力化を図っている。すなわち、上申の翌日となる一月一九日に岩倉具視に対し「兵部官員之事、今日御治定相成度、且は明日条公御異存不被為存候は、即日御運相付候様奉願度<sup>(26)</sup>」と兵部省の人事移動について要請し、同月二三日には薩摩出身の黒田清隆・川村純義に加え旧幕臣の勝安芳が山田と同位の兵部大丞に就任することになつた。黒田の兵部省出仕は大村の遭難直前に話が持ち上がったものであつたが、彼が大村の軍制改革方針に対して協力するとの言葉を担保として、一時大村も容認していた。そして、それに併せて大村は黒田らと論の合わない山田に替えて品川弥二郎を登用することを考えていた<sup>(27)</sup>。しかし、結局この人事は発令さ

れることはなかった。それは、遭難後の大村が自身の不在に鑑みて、その間の軍務を品川よりも「兵の事は能く知て居る」<sup>(28)</sup>山田に託そうとしたためであろう。

大久保派の巻き返しの動きは速く、同年一月二二日、薩摩藩士で元軍防事務局判事の吉井友実が「段々御軍制御手相付事に付、伊地知正治至急御召相成候様有之度」<sup>(29)</sup>しと、それまでもしばしば大久保に兵制意見を述べていた伊地知正治<sup>(30)</sup>を召すよう要請している。こうして、兵部省内に新たに出現した大久保派は具体的建軍プランをまとめ、それを以下に示す「兵部省前途之大綱」<sup>(31)</sup>として同月二十四日に上申したのである。

皇国兵制一定の義は可論して急速難被行是れを一定せんと欲せは、第一其師範たるへき人才無之ては幾千人の饗導指揮難届。因て其人才を取立候には学校を開き兵術学業其根元より為学得候事肝要也。但即今語学所其一に候得は、猶會計の用途を立、盛大に開業為致度事。

一、陸軍は仏式を以て一般の式相立候見込みて、即今於大坂取立候得共学校等より人才出来候上何れ皇国の兵式別に相立度事。

一、藩々士族卒禄扶持至当に相擬し、一万石凡百人の兵士を養ひ、五十人他の戍衛に備へ、五十人藩屏の防ぎに備へ置。尤時変は此例にあらず。但、此の百人は現在に付て言ふ精の精を選は百に充さるへし。

一、三都其他辺境戍兵万石五十人を以て諸藩交番規則相立度事。

一、海軍創立是又学校を建人才取立度事。但、即今於築地学校取立候得、共会計の用途を立候上、外国人等相雇、諸藩士の内より人員を定め生徒差出させ候事。

右の大綱追々盛大に致し候儀は第一金米の多少不相叶故、兵部省へは一年の米金若干と申事御定相成度事

これを見ると、「兵部省前途之大綱」が、横浜の語学所の盛大を説くことで前出の「故大村大輔軍務前途の大綱」に示された大阪での軍学校の建設を否定し、「何れ皇国の兵式別に相立度事」と、兵式の再検討を主張することで、これまで大村が進めてきた仏式に倣った陸軍の建設をも否定するものであったことが分かる。そして、何より「故大村大輔軍務前途の大綱」とは異質の「兵部省前途之大綱」の上申そのものが、「省中何れも右の目途に候」とした前記大綱を空文化する意味を持っていたのである。兵部省トップを失った状況下での両派の対立は、必然的に深刻な省務の停滞を招来した。

このような状況下で大村の後任人事は急を要したが、すでに彼の療養中に参議前原一誠の名が後任大輔として浮上していた。大村遭難から二週間後の明治二年九月一九日、大久保は岩倉に対し「前原兵部省引受之事は早目之方に奉願候」と書き送っている。このような具体名を挙げての大久保の反応は、大村遭難の報が東京の木戸に届いたのが同一〇日のことであり、しかもその時には「大村の此危を免る」<sup>33</sup>との情報であったことを考えると、奇異な印象を持たせるほどに早い。とまれ、この建言は、岩倉を経由して兵部卿仁和寺宮嘉彰親王に伝えられ、その裁可を得るに至った。<sup>34</sup>これによつて前原が参議のまま大村の代行者としての地位に就いたのである。しかしなぜ、大久保は前原を大村の後任に強く推したのか。

そもそも明治二年七月の前原の参議就任に際しても、最も熱心に各方面に働きかけたのも大久保であった。「極秘」と書かれた明治元年十月二十七日付岩倉宛大久保書簡に「就而者粗言上仕候、前原伊助儀是非御召相成、参与職にても被仰付候は、木戸大木等合力同心いたし、大に有益可相成と愚考仕候、兎角人物を被為得候事、何よりの急務に候間、的実<sup>35</sup>に御推求有之度、前原は越後之方を任し候心組の由候得共、其為人、吉井より承候得は、今日にては是非廟堂に御用ひ可相成人と奉存候」とある。これを見ると大久保に前原の登用を勧めたのは前出の吉井だったことが分かる。吉井

は慶応四年閏四月に制定された陸軍編制法を立案した人物である。それは、石高一万石につき兵員十名を政府に差し出し三年の任期を終えたら帰藩させるといふ、各藩石高割りで交番制の兵制であったが、筆者はこれこそが前原との間をつなぐ線であったと見る。前原は、明治二年九月一九日に太政官から集議院に対し下問されていた「両軍興張の策如何」との議案について、しばらくの後、自らの考えを建白書の形で上申している。これによると、「即今陸軍は各藩満石幾十人の兵員を定め、順次交番の事」と、吉井の建軍プランと同様のものになっているのである。長州藩士でありながら木戸や大村とは異なる立場を取る前原に、大久保や吉井が期待したのは想像に難くない。

しかし彼らの期待をよそに、前原は大村の後任に内定した後も、病気を理由にその就任を遷延し続けた。明治二年一〇月一五日付岩倉宛大久保書簡からは「前原も未所勞不參之由。尊命之通、兵部省之事即今之急務。当分通にては拙も相済み申間舗候得共、既に前原え被命候付、自ら近々快氣參朝可仕候間励精いたし候様、尚御談判被為在度事と奉存候」と、前原がなかなか出仕してこないことに大久保らが困惑していることがうかがえる。この時期の前原の様子は、彼と同郷の広澤真臣の日記から垣間見える。それによると、同月二六日には「極早朝、前原・御堀・正木・宍道・境・林半七同道、若林御下屋敷え乗遠。明廿七日、吉田松陰先生正忌に付、招魂参拝、小野為八写真相催、其外山田市之允・野村靖之助・三好軍太郎等参集。帰り掛、一同有明楼へ大会酒談数刻を移し夜半過ぎ帰宅」とあり、同月二九日にもこれとほぼ同じ顔ぶれで深夜まで宴会を開いているなど、彼は旧友と会ったり吉田松陰の墓参に出かけたりと安穩に過ごしていたようである。

そのような中、明治二年一月五日に遂に大村が没したことで、速やかな後任の兵部大輔就任が期待された。しかし、大久保が自派の黒田らを兵部大丞に就任させ、前記「兵部省前途之大綱」を上申させると、前原の消極的姿勢は更に強まった。前原は同月六日に大久保らと会談し<sup>40</sup>兵部省の人員について話していたが、「兵部省前途之大綱」が上申された

翌日には山田らと会同している。これら当局者との会談から、彼は兵部省内の深刻な対立構図を具体的に知り、その理由から兵部大輔の拝命を肯んじなかつたのであろうと推測される。

しかし、両派とも兵部大輔の不在と省務の停滞は望むべくもなく、同月二七日あたりから本格的に事態の打開が図られることとなつた。同日付大久保宛黒田書簡には「今朝川村氏被參、山田と示談之趣咄有之、小生にも尚も熟考仕候処、逆も今形では不相濟事故、川村氏と同道、山田え篤と赤心を明かし、熟談仕候処、今日前原參朝之由に候、退出懸け同人処へ被參との事、何とか前原謂くも可有之、明朝神田御第え、其段川村氏え可通と返答御座候<sup>①</sup>」とあり、両者の妥協を前提に前原への説得が図られることになつた。大久保の黒田への返書には「今朝は川村氏入来にて山田談合之趣承申候而、尚又御示談、御同道山田え御出掛赤心を以御議論被成候由、如何にも御親切之御趣意、深感銘仕候。前原云々に而、山田より川村子迄返詞可有之との事候。同人義今朝參朝いたし懸候処、持病にて俄に胸痛致、不參に而今日は別段兵部一条御評議に至兼申候。何れ明日は前原も參朝可有之候<sup>②</sup>」とあり、これから事態は前原の兵部大輔就任へと動き出すこととなつた。大輔補任の朝命は明治二年二月二日に発せられ、翌三日に前原はこれを拝命した。

前原の大輔就任は、大村遺策派と大久保派による事前の示談に従い、少輔久我通久・山田らとも協議の上、両派の建軍構想の折衷案作成を結果した。翌年正月、兵部大・少輔連名の建軍案が出されたが、それは以下（抄録）のようなものであつた。

#### 陸軍常備兵概算

高一千石に付、兵隊三人

此外、天兵二万人と定

兵学寮入学

第一、年齢十八以下語学所入込之事

拾九以上二拾六歳迄、兵学寮軽歩兵操練所へ入込之事

第二、今正月より三藩兵の内より士官三拾人宛兵学寮入込之事

兵隊精撰定則之事

凡五機七道を以大算し、先一道の藩により、行先士官と可相成見込有之候人物を撰挙し、石高に応し人員を定め、兵学寮に入れ、教諭を受けしめ、熟練の上、其藩々の兵隊を練兵場に出さしめ、右士官に附し教練せしめ、成熟の上士官兵卒其職を命し、其位を定め紀章を付けしむ、一道の兵一般に相成候上にて、鎮台を置、一団と名く。

一、姑息士官取建之事

但、藩々え御布告相成、人員を定め御免有之事、右之内より撰挙、天兵之士官被命候事

一、海軍兵学寮を大阪に取建之事

一、大阪え五機内鎮台を可置く事

一、兵学寮大阪に移候事

但、藩々に布告し、人員を定め、入寮御許容之事

一、私人治部助之事

一、製造器械浪華え運輸之事

「故大村大輔軍務前途の大綱」<sup>43</sup>

これによると、明治二年六月の兵制会議において凍結されていた兵制問題について、藩兵を兵卒素材とする大久保派の兵制案が採用されている。その一方で、大村派が進めていた大阪を軍事の拠点とするプランとして山田らが作成した「故大村大輔軍務前途の大綱」がそのまま採用されているのである。ただし、注意すべきは、大村においては薩・長の藩兵に偏った兵力構成になるであろう旧征討軍を主体とした新軍隊の建設は、「一新之名義」すなわち維新の目的との関係において否定されていたが、この折衷案では兵学寮の入学について薩・長・土三藩兵から採るとしている点である。それ以外にも、各藩に石高に応じて士官候補生を出させ、兵学寮において教育を施し、それを帰藩させた上で藩兵の訓練にあたることで「鎮台」兵をつくるなど、この案は兵学寮を使って藩兵による建軍を指向したものであった。たしかに、大村は兵学寮を将来の農兵徴募に向けた施設と位置づけていたが、明治二年二月三日付山田宛船越書簡に「大輔先生坂地之遺業も、殆と水泡に可至歟と杞憂罷在候、兼而御承知御座候ボートイン帰期已に来正月に有之、折角大村先生遺言も御座候処、是等期を失候而は千載之遺憾歟と奉存候」とあるように、大村没後における大久保派の巻き返しは猛烈であった。このような中で、大村遺策派が軍学校等の大阪拠点化を実現させるには反対派に一定の妥協をせざるを得なかったのである。士官養成は一朝一夕にはできないが故に急務であり、またその重要性は大村が常々強調していたところであった。

しかし、大阪兵学寮の建設については黒田や川村の反対論が依然強く、事ここに至っても順調に進まなかった。明治三年二月四日、兵部権大丞香川敬三が岩倉に宛てた書簡では「兵部省中海陸軍事之儀に付頃日大議論に及山田河村異論に相成如何とも治り付き不申趣。兵部之事は一步つつ進む所に而は無之一步も二歩も退くの勢ひ。何共歎息之極に御坐候」と省内の実情を訴え、この際兵部省を「太政官に附し、参議以上納言より主上自ら被為握候」ことにするか、「兵部省と云ものを置ざる方可ならんか」とその廃止にまで言及する有様だったのである。本来大輔として省をとりまとめ

るべき立場の前原はまたも欠勤を続けていた。曾我祐準の回顧録に「此の時分は前原氏が大輔であつたが、此の人は奇妙な人で、何事にも可否を云はぬ。其の上出勤も碌々しない。何か不平もあつたらしいが、是には閉口した。居宅に就き話して見たが、毎も不得要領に終る。」とある<sup>(49)</sup>。兵部卿が親王で、少輔久我も堂上公家であつた省内で、前原のこのような態度は省内をますます混乱させた。結局、一時期岩倉が兵部省御用掛になつたりしたが、軍務に決して精通しているとはいえない彼も、「一遍出られたか出られぬ位であつた<sup>(50)</sup>」という。

このような状況下ではあつたが、最終的には大阪兵学寮の建設は、「既に工事過半進行せしを以て継続論勝を占め<sup>(51)</sup>」ることになつた。大村存命中より軍事諸施設の建設は着実に進められており、その既成事実を背景に山田大村遺策派が反対派を押し切つたのである。大阪兵部省は、明治二年中に「兵学寮入学規則」を作成し、同年一二月から生徒募集を始めていた。そして、同月二八日には入学試験を行い、三三名を入学させている。そして、明治三年正月には青年舎の開業式を行うなど、慌ただしいような日程の中、着々と実績を積んでいたのである。彼らが、大久保派がもつとも重視する兵制問題を置き、大阪拠点化の一点突破を図つた結果であつた。

### 大阪兵学寮の操業 寮内の対立

大阪兵学寮の開業により、大阪を拠点とした陸軍の建設が始動すると、明治三年二月には、まず少輔久我通久が、次いで少丞曾我祐準、権大録原田一道ら在京の兵部省官員が大阪に移り、在阪の権少丞林謙三らと合流した。大村遺策派の彼らは、大村が進めてきた大阪兵学寮の建設が曲がりなりにも認可されたことで、悲願である将来の徴兵制導入に向けた人材育成に本格的に取りかかることになつた。彼らの必死の覚悟は次に示す曾我の回想によつても明らかである。

「二月某日左命を受く。御用有之阪地へ被差遣候事。此の時に方り故大村大輔の遺策に基づき、大阪に兵学寮、造兵司及陸軍の基礎を創立するの議、決するを以て、此の派遣を命ぜられたり。(中略)今度の大阪在勤は、多くの希望と決心とを以て出掛けた。若し予期通りの事業が挙り得なかつたら、再び東帰せぬ積りであつた。それ故東京の邸宅も返上した。故大村大輔の遺策を大阪で実行するに就ては、本省で種々異論があつたにも拘らず、山田大丞初め遺策遂行連が押切りて、やり出た訳である。」

このように、大久保派との議論を決着させ、漸く実現に向け動き出した大村の遺策であつたが、今度は大村遺策派の中で改革の手順やスピードをめぐる対立が顕在化した。急進派は兵学者大島貞薫であつた。大島は京都兵学校で御用掛を務め、大阪兵学寮の設置に伴い青年舎の責任者となつていた。青年舎について、曾我の回想に「兵学者には大島貞右衛門と云ふ老人が筆頭」とあり、『陸軍省沿革史』にも「兵学権尤大島貞薫をして専ら之(引用者註・青年舎)を掌らしむ」とある。

大島の履歴は今日あまり知られておらず、いくつかの誤解もあるため、ここで簡単に確認しておく。彼は文化三(一八〇六)年但馬国養父郡に生まれた。初め名を忠謙といい、次いで貞謙と改め、後更に貞薫と改めた。嘉永年間に下曾根甲斐守に師事し蘭式兵学を学び、佐久間象山や高島秋帆らと往来して研究を深めた。この後、彼は郷里に松風竹露邨舎と称する私塾を開き、全国から弟子を集め蘭式兵学を教授した。『抜隊龍図解』(安政三年)、『砲軍操法』(安政四年)、『臥榻兵話』(文久二年)は、彼の翻訳・著作である。維新後は、明治元年五月二三日より京都兵学校の御用掛・教授として新政府に出仕することとなる。同年、一月八日付で大阪に移り兵学権尤に補任され、三年八月には兵学尤に進み、同年一〇月からは大阪において、翌月に発布される「徴兵規則」を控え、徴兵掛を命ぜられている。明治四年一月九日、兵学少教授となり、翌五年正月二六日には兵学寮教授として東京に着任した。この年三月には、翌年正月に発布さ

れる「徴兵令」を前に、再び徴兵掛を命ぜられ、兵部大輔となつていた山県より徴兵令の内容について曾我らとともに諮問を受けたことは有名である。六年一月二〇日には兵学侍講御用を命ぜられ、明治天皇に西洋兵学を進講するなど学者としての榮譽に浴したが、同年七月退職し、明治二年、八三歳で没した。

大島の新政府への出仕に関しては、彼の長男貞敏が、大村の江戸在住時代の門下生であつたという人的なつながりもあつたと考えられる。また、大島の次男貞恭も父と共に京都兵学校に出仕し、彼は教授方助役を務めていた。ただ、『明治過去帳』では貞恭について「家学をおさめ次で原田一道に学ぶ」ともあり、幕末期における洋学の世界での人的交流は多重的で非常に興味深い。

さて、その大島であるが、彼は国民皆兵の農兵主義の信望者であつた。彼は文久二年刊行の『臥榻兵話』の中で「府内の人民は二十歳より三年武技を学ばしめ悉く兵と為すの法あり、最妙也」と西洋軍制殊に徴兵制を高く評価しており、明治政府出仕後も徴兵制の速やかな導入を持論としていた。京都兵学校教授であつた明治元年七月には「士官教育並農兵採方見込書」と題する建言書を作成し、そこで「徴兵之義（引用者註…明治元年閏四月制定の陸軍編制による各藩石割の徴兵）は諸藩にても人物相選差出候事。就ては其藩にて尋常之勤仕致候とは別段之取扱にて常禄之外心付等も致し、出勤中は小者仲間等付置手数も相懸り候事之様相見へ、且人撰にて差出候事故余程身分之者なども有之様子にて自然兵卒足輕之体以致使用候事に至り兼候味有之。行々之御都合如何可有之哉と奉存候」と、士分を兵士として雇用了た際の維持費の高さと指揮の困難を指摘し、「依りては西洋之通農兵式に御改革御座候は、諸藩の手数も省き御使用に至り候ても仲間小者同様被召仕、屯所内之掃除土方諸普請等何事に被召仕候ても御用便に可相成」と主張している。そして、「西洋各国之法少々異同有之候ても皆農兵相用ひ立派に戦争も仕候」と兵士としての農兵の力量を強調する。その上で、徴兵軍隊の基幹となる士官の候補生は「諸藩に被徴或は農商雇人之内にも志願有之者を択に高五万石に付一人

つ、之割合を以士を貢候様御布告有之、之を学校にて三四年修業為仕成業之上軍事之諸官員に御採用御座候様仕度」しとし、それゆえ「農兵式御転法之義は今日之事には無御座（中略）早くも三四年相懸り候儀に付右士官之御役只今より被為在候様仕度此段申上候」と徴兵制の採用のために、士官養成を急ぐべきであると訴えているのである。そしてこの建言書には、仮に五〇〇万石と積算した政府直轄地へのオランダ式農兵徴兵法の適応方法を説明した別紙まで添付されている。大島のこの建言書の骨子は、大村が明治二年に三条実美に提出した「朝廷之兵制永敏愚按」<sup>(62)</sup>にあらわれた建軍構想とほぼ同じものと言つてよい。

また、大島は明治二年七月の意見書中、「東北戦争の如きは真に兇戯。若一大事件有之節何を以て可被処哉、大地球を戦場となし大洋中に相馳駆するの術一策之を誤れば国家の命脈之に関す。学校は其元帥將士を鑄冶するの地、然るに其地其位を不得之をして政体外に被置候様にては其業は被行不申。逐々は兵学校え御親臨も被為在、親王華族も御入学無之では御軍政は相立不申」と、述べている。このような認識はまた、大村においても共有されていた。同時期の大村の発言について、船越衛の回想に以下のようなものがある。曰く、「奥州で戦争をしたとか、箱館で戦争をしたと云ふても、あれは真の戦争というものではない、其実兇戯に均しきものである、それでマア内輪の事なら、あれでも宜しいが、今日外国と対立すると云ふことになると、充分に兵も強くしなければならぬ、（中略）それをするには、士官が必ずである、故に士官を拵えなければならぬ」し、「宮様を一番豪い大將にしなければならぬ」と。共に蘭書から兵学を学んだ大村や大島は、自らの建軍構想の足場を共に洋式兵学という地平に見出し、そこから兵学の輸入段階に依じて蘭式から仏式へと視点を転換しつつ新軍隊の建設について構想していたのであろう。

それ故、大島の計画にも、もとより大村遺策派において異論はないものであつたに違いないが、大村の死によつて当初の計画は大幅な修正を余儀なくされていた。大阪の拠点化に当面の目標を絞つた山田ら大村遺策派上層部は、既に見

たように兵制については大久保派の藩兵論に譲歩するもやむなしとしていたのである。しかし、大久保派との妥協において特に大島が問題視したのは兵学寮卒業生の取り扱いである。つまり、彼は「学校にて三四年修業為仕成業之上軍事之諸官員に御採用御座候様仕度」と考えていたものの、前原によつてまとめられた両派の折衷案では、卒業生は帰藩させ各藩において藩士の教導に当たるとされていたのである。この方針を大島は東京の山田顕義宛書簡において痛烈に批判している。それによると、「朝廷御入用之生徒を御選舉有之、逐々是に農兵を組合せ、一昨秋私共建白之通り、親衛之御兵制被為立候事と相考居候処、四月の御布告甚以外。学校は諸藩の為に被設候様相成、結局如何被成候事哉、愚昧貞薰等敢て窺得難く、原田権頭之説には此生徒を諸藩に帰し諸藩之兵制を一にし而して七道に鎮台を置き両京には諸道之鎮台より兵を勤番せしむるの法なりといへり。此法は本邦の古法にも基き西洋の法にも此制ありて決して悪敷にはこれなく、乍去方今左様の緩法にてはいつか用に立候もの出来可申哉甚しき迂論にはあらざるや。当今の処は今の生徒を教育して之を心核となし速に親衛軍を編制する第一の急務なるへし。（中略）朝廷の兵備を被為建候に、如此鄙猥の小人論を以て根基を被為建候様の事にては、其兵も亦鄙猥の兵となり。朝威を振ひ諸藩を圧し外国の侮りを禦くの兵とは相成申間敷」とある。そして、「鄙猥の小人論」などという舌鋒鋭い批判の矛先は、本省から着任したばかりの兵学寮トップの原田一道に向けられている。東京における大久保派との熾烈な駆け引きとは離れた位置にあつた大島は、学者として原則論の立場から大村の遺策の推進を訴えたのである。

同志から批判された格好となつた原田も、オランダ留学の経験まで持つ大村遺策派の中心人物の一人であり、大島の主張も十分理解はしていたはずである。しかし、彼らが「先生」と呼び敬愛した大村はすでに亡く、省内にも黒田や川村ら大久保派を抱える中で、両派においては太輔前原による折衷案が合意されていた。この状況で、大村の遺策をそのまま進めるのは事実上不可能だったのである。また、藩が存在する中での農兵を主体とした直屬軍隊の建設は、仮に大

村が存命していたとしてもその実現には大きな困難を伴うものであったに違いない。

このような中で操業にこぎ着けられた大阪兵学寮について、当時の寮内の状況が窺える史料は決して多くなく、今日では兵学寮関係者の回顧録等にその多くを頼っているのが実情である。しかし、梅溪昇氏が発見した「明治三年頃風聞書」(二種類)<sup>(67)</sup>や、柳生悦子氏によつて通説が批判的に再検討された「青年舎夢之記」<sup>(68)</sup>などは、当局者によつて書かれた同時代の文書であり、当時の寮内を知る上で出色の史料である。これらを見ると、兵学寮の教官同士に止まらず、様々な次元で寮内の不協和音が生じていたことが分かる。

梅溪氏は二種の「風聞書」を紹介しているが、一方は特定の兵学寮教官に対する怨嗟に満ちた内容になっており、もう一方は「学者規則大意」なるものが中心の建言書のような体裁になっている。ここでは前者「風聞書」の内容を見てみたい。同文書中、「兵学寮之生徒」は以下の五種類とされている。

#### 其一 教導隊

是は昨年九月揖斐と同時に東京より集り来候七八十人程有之、此内七分は長州三分程は備前人、此は皆式両つつ之月給を賜り、其外諸費へも被下候事のよし。

#### 其二 兵学寮

是は当正月四日并四日(引用者註…月カ)朝日大坂にて諸藩より入学凡百人と人員相定り、一ヶ月式両三分つつ月棒相収め、自費を以て入寮之者。

#### 其三 屯所兵隊

是は当二月長州因州備前に式百人つつ被命候て差出し、諸費は其藩より相弁し居、其内因州は不殘引取、長州は又

三百人程加り、此分渾て兵隊と申名目にて諸取扱之に準す。

#### 其四 青年学舎

是は四月二日之御布告（引用者註…実際には三日）にて同月廿日迄に諸藩依願入学被差計候御趣意之者。

#### 其五 幼年学舎

是は昨年来横浜にて仏人ピユラン及サミーと申兩人教師より語学伝習之者三拾五人当五月中旬着坂。

「風聞書」ではここから寮内の問題について述べられていくのであるが、まず指摘されているのは屯所兵隊と教導隊・教官との対立である。兵学寮には仏式伝習のために教導隊の出身藩と同じ山口・岡山・鳥取藩士が屯所兵として入っていた。しかし、原田や揖斐が寮内における彼らの佩刀を禁じたことから鳥取藩士が騒動を起こし、これによって「因州は不残引取、長州は又三百人程加」という状態になっていた。また、屯所兵隊の監督には「教導隊の先進之者」を隊中諸官員としてそれに当たらせていたのであるが、彼らとともに士分であり、屯所兵隊は「何も身分の下りし者には無之」であった。しかし、寮内では軍隊としての新しい階級秩序が徹底されており、「教導隊之者よりは屯所隊之者は不残呼捨にて（中略）日々の飯焚風呂焚野菜塩味の買物無刀にて市中の来往親兄弟に為見候は、何と可申哉。毫も期限を誤れば忽ち嚴罰を蒙り誠に浅間しき身分に成行候也。実に言語道断之事（愁苦に不堪咄し）のみ多く相聞へ候（よし）。操練等嚴酷に（は無理に）稽古為致候ても往々朝廷の御用をなし候事は千万無覚束相見へ申候。此兵隊の管轄規則と申者は揖斐章の専ら取扱候事にて、原田も亦深く之に委任し事甚残酷に至り、教育の慈愛と申者毫も無之故人心離反、多くは事に寄せ病に托し日々の課業をの避けんとす。」る状態を招いていたのである。屯所兵隊の不満はその後爆発寸前にまでなっていたようで、「風聞書」では「因州は不残脱走して国に帰り長備も憤激して一揆を起すの勢ひに迫り、

原田揖斐に天誅を加ふるの説専ら有之。兩人とも諸方に逃れあるき夜分も二夜と同所には泊り不申。夫程の事にも不  
相替強情のみ張居、彼力を以てすれば我も力を以て是を挫かざるへからすとて京橋の門際に壱万発の弾薬を用意して教  
導隊を以て屯所兵を打挫の用意まで致し候由、屯所兵も何分朝廷の勢ひを以て被圧候事故如何とも致方無之、遂に負て  
仕廻、三十人程は暫く禁錮せられ糺問方にて被相糺（入牢体の事にも相成飯と水とのみ与）魁首は入牢体の事にて飯と  
水とのみ被与とか申風聞に候。」ゆえ、「屯所兵隊は逆も御用ひに不相成もの」であると述べられている。

また、青年学舎生徒については、「去冬押詰寮より散し出を以て急に集め、極月廿八日に検査して正月四日に入学、  
只人にてさへあれは宜しと申事にて学問才芸の試も極の疎なる訳。夫故真に玉石混淆四月朔日の入寮も亦同断。一体原  
田の論と申者は文辞等は役に立不申。今日支体健強にて胆力さへあれは夫にて足る。学者と云ふものは用に不立と申事  
にてこれ真の持論にて候故検査といふは医者者の攻めのみ。其他は僅に姓名えお書する位のことを試し<sup>試</sup>り。」と原田に  
よる体力に偏向した入寮<sup>寮</sup>選考の仕方をまず問題視している。続いて、本来兵学の修得が主であるべき士官候補生に「最  
初に少しも馴さる内に甚敷馳足を為致、足いまた沓に馴れす忽に足を腫らし、初一ヶ月は程は歩行の出来ぬもの斗なり。  
(中略)之を以て生徒の胆を奪ひ此稽古は厳なりとて人氣を挫くの柄となせしなり。此の生徒なくとも斯る事に長く勞  
させては其倦に堪へず遂には腐物となるに至る。」と青年舎の教育方法に疑問を呈しつつ、その責任について「揖斐章  
の仏人に伝習せるは一周年足らず。其習得し事は実に僅也。生徒の覚るに従てこれを教ゆれば数日ならずして事尽るに  
至るへし。小隊の業位は伝習せし事と見ゆれとも大隊に至ては瞑搜摸索して為せる業の如し。大隊の主意甚相違の事あ  
りて見るへからざるものあり。是を以て朝廷武学の教師となし之を諸藩兵の準的と為んとす。可歎之事ならずや。」と  
揖斐の伝習能力の問題に帰している。

このように「風聞書」においてやり玉にあげられているのは原田と揖斐である。原田については更に、「原田の性質

たるや頑且酷而して反覆常なし。昨日の事は今日變ず。此事は省之人にも能知れる処にして近頃は日々決議の事は一々小印を押して証を取る事となれり、平日何の議論にても理を非に拵けても押付る事原田質也、其論の窮する時は歐羅巴州は皆か様なるものなれと日本人は開けざる故なりと申て強情に押付けて仕廻ふ故、心付の事ありても人の云ふ事などは決して容れず。人を遣ふ事なども甚奇毒逆も棟梁として可用器には無之候。」と述べ、揖斐についても「章の人となりや奸才ありて狡猾に事を所す故に、省の大小丞なども幻惑して揖斐は人材なりと思へるなり。」と、ともに相当厳しい評価を下している。

このように見ていくと、「風聞書」の作者は、揖斐の操練技術を冷静に観察するだけでなく、兵学寮生徒の「糞土塵芥の如」き取り扱いを問題視する際も「和蘭にて学寮の生徒を待遇するなどは殊の外手厚ものにて食事も宜く稽古中にも茶或は麦酒などを与へ、其外学校掟書の如く大切にいたし候」と、オランダの士官学校における生徒の待遇などを引き合いに出すなど、相当専門的知識を持った人物であることがわかる。そのため、「風聞書」は文字通り寮内の風聞を書き留めただけのものでは決してなく、ある一定の意図があつて書かれたものであるといえる。では、どのような立場の人物がどういった目的の内に記述した物なのであるうか。

まず、注目されるのは、「風聞書」において、「兵学寮之生徒」の分類の直後に「右大意は教導隊は速成を主とし歩兵練法のみ出来候はは、是に兵卒を組み合せ即今の御備へに致し候事のよし。次に兵学寮生徒及び青年生徒を合して之に騎兵砲兵をも編束し且築造学用兵学も一通り為学、両三年の後農兵を採て之に組合せ幼年学舎生徒の大成長を保ち可申見込の事。此大意の次第に候へは順序も至極宜しく逐々農兵御取立の手順に可至」とある点である。つまり、これを出発点として、先述の屯所兵隊の問題や、兵学寮青年舎のあり方が述べられるという構成になっているのである。そのように見ると、一見同情に満ちているように見える屯所兵隊に関する記述にも、それとは違った作者の意図が浮かび上が

ってくる。すなわち、起草者の論でいくと、屯所兵隊に藩兵を用いた場合それは「往々藩に帰り其藩の用に充て候見込者にて、朝廷の兵と定りし者には相見え不申」ものとなる。さらに、同じ身分である屯所兵隊と教導隊の摩擦は不可避であるため、ついには教導隊が「壹万発の弾薬」で粉砕しなければならぬような事態となる。つまり、屯所兵隊に藩兵を用いるとその統御の困難さは必然的帰結なのである。よって、それを指摘することによって、速やかに「農兵御取立の手順に」入るべきとの結論に行きつくような論理構成になっているのである。また、「玉石混淆四月朔日の入寮も亦同断」とされた青年舎については、四月三日付の太政官布告をもって諸藩からの貢進生の募集が呼びかけられていた。それは「大藩四人迄、中藩三人迄、小藩五万石以上二人迄、小藩五万石以下一人」の依願入学を許可するというものであった。しかし、これは強制ではなかったため、多くの生徒の入寮によってこのような状況が大幅に改善されると思えないものであった。しかし、将来の農兵の徴募には「築造学用兵学」など専門的知識を備えた士官の存在が大前提であり、その要求は、貢進生の強制的な募集に加え、その学科教育の充実といった課題へとつながっていくものであった。

梅溪氏は紹介した二つの「風聞書」のうち、本稿において検討しなかったものについては、同書所収の「学舎規則大意」の内容が、明治三年九月に大島貞薫が作成した「兵学寮運営に関する建言書付学舎規則大意」とほぼ同じことから、この起草者を大島と断定している。その一方で、本稿において検討した「風聞書」との関係については、「内容をみると互いに異筆のようである」とし、起草者についての判断は保留している。しかし、この「風聞書」の内容を検討してみると、農兵の徴募や士官養成のあり方に関する考え方は、先述の明治元年七月付大島意見書「士官教育並農兵採方見込書」とほぼ同様であることが分かる。つまり、屯所兵隊は武士ではなく一般徴兵にすべきとの論をもつ起草者は、梅溪氏の指摘するような「脱刀に反対する保守的思想の持主」であるとまでは言えない。脱刀の問題はむしろ藩兵の統御

の難しさを言うためのレトリックと見るべきであろう。原田らに対する厳しい批判や、「農兵」・「和蘭」などのキーワードを手がかりに分析すると、この「風聞書」もまた大島の作か、あるいは彼と極めて近い考えをもつ兵学寮教官クラス以上の人物によるものと判断される。

一方、柳生氏が分析した「青年舎夢之記」は青年舎に在籍していた貢進生が書いたものであり、寮の実相や生徒の意識が垣間見える興味深い史料である。<sup>(1)</sup>そこには先ず、兵学寮の外観について説明がなされている。「寮の大きさ、周囲約四百全八歩強にして階楼あり、四面を巡る。其の東西に二門を開き、四隅に尿場あり。場の側に梯あり。其の他皆な平坦方形なり。」そして、青年舎には「毎室に必ず軍曹を置く」とある。軍曹とは、教導隊から青年舎生徒の監督に派遣された者であり、中でも週番士官の規律に対する厳格さはすさまじかったようである。曰く、「週番所と名く。夫皆旧生徒を以て之に充たす。則ち生徒の出入りを閲する所にして（中略）厳の格一にして略一分時限を過るも必ず適宜の罰有り」と。恐る可し。恐る可し。」と。実際「青年舎夢之記」の著者も「帰期一分を誤り、一週間の禁則を受たり」と、門限に一分遅刻した罰として一週間の外出禁止という処分を受けている。ただ、それがいかにも不満だったようで「彼の週番の士、一意区々の規則を奉じ、大事の在る処を弁せず、少箇俸楮幣を甘じ、意気揚々、自負色を為す。実に士の下流にも置難き者故、僕彼輩と是非長短を争ふを慙ず」と週番士官を批判し、後は「彼吏の顔、恰も蟹を蹂躪せし如く、或いは馬酒筒を鼻くに異ならず。其の貌は則家鴨の筐を負ふに彷彿たり。」とこき下ろし鬱憤を晴らしている。週番士官の厳格さは先の「風聞録」においても、「教導隊より取締りと申者を付て、日々の食事人数揃遊歩の帰り等些少制限違ひ候供三日五日の禁足を命し、生徒の越度を探索する事のみを主とし、彼残酷甚だしく此生徒にも及ほし来り生徒日々恂々として病と称して病院に入るもの一時三四十人に至る。」と記述されている。教導隊は自らが伝習を受けた厳しい仏式操練と同様の厳格さをもって生徒の監督に臨んでいたのである。

また「青年舎夢之記」では、講義の様子も生き生きと描写されている。そこには、「時又報あり。先生又場に止る。行きて講義を可聞と。衆徒走て講堂に至る。至れば則ち先生正面にあり。舌鼓一両咳声三四說出す、堡障略典・陸軍日典。曰く更に野堡砦防禦の力を増添する為めに堡の内或は外に土或は木石を設け本塁放火の射程内に在らしむ。」とある。講義では『堡障略典』<sup>(72)</sup>や『陸軍日典』などのテキストが用いられたとあるが、前者の原書は蘭書であり、後者はフランス陸軍の内務書を翻訳したものである。このように、大阪兵学寮では仏式に則った士官養成という建前ながら、実際には蘭書の翻訳テキストによる講義も行われていた、というよりも、実際には内務書と歩兵操典以外のテキストは全て蘭書が種本になっていたのである。曾我の回顧録にも「術科教師は仏国下士と旧幕伝習士官を用ひ、揖斐章と云ふのが筆頭で（中略）学科は蘭書に拠るので蘭学者を教員とした」<sup>(74)</sup>とある。このあたりの事情については田島忠親の回想に「旧幕府の末、和蘭の練兵書を訳して和蘭式と思つてやつて居りましたが、後に之を能く調査して見ますと、和欄は元仏蘭西から伝習した国で、その当時の練兵は総体の文面は和蘭語で書いてありましたけれど、号令だけは全く仏蘭西語で書いてありました」<sup>(75)</sup>とあるように、蘭式と仏式については歩兵操典上の差はほとんど無かったのが実情であり、兵学寮でも仏式採用といえども三兵戦術その他の理論に蘭式兵学が残っていくこととなったのである<sup>(76)</sup>。しかし、このような事情を知らない生徒が、講義中に教官に対し「此書ホルラントの原本にして、今仏を用ゆるに当り、之を講ずるは何ぞや。蓋し蘭・仏を同ふするや、将異なるや、痴心両途に徘徊す。謹て教示を乞ふ。」と質問し、さらに「訳書たるや、人に読みやすからしめん為めにす。故に一読其義を了解す可し。而して先生場に上り、講々便々章を叩き、字を碎き、恰も小兒に物を教ゆるか如くす。其故何ぞや」と授業批判まで行うのである。それを聞いた教官が「此等の事未だ汝の輩の能く了解する処に非ず。宜しく一意に勉勵せば自から明亮ならん。亦口を開くなかれ」と激怒するのに対し、生徒は「燕雀何ぞ鴻鵠の志を知らん。先生亦斗筭<sup>トシゴト</sup>なる乎」と手を叩いて笑っている。

そのような彼らも、操練担当の教官はよほど恐ろしい存在だったと見え、「僕誤て生ながら此地獄に陥る、閻魔未だ面を接せずと雖も、一面せば必ず其面に唾せんのみ。君乞ふ徐に計れ。今に当ては三十六計、唯親の病に在るのみと。揖して而して去る」と、おそらく揖斐を指しているであろう教官を「閻魔」と表現している。揖斐は、軍律に厳しく、また彼が旧幕府の士官であったことから、とかく批判や怨嗟的になっていたようである。三年六月一二日の谷干城の日記には「大阪兵部省付き兵学校の内、歩兵の練兵に掛る人は伊斐章、原田吾市と云者の由なり。伊斐氏は（中略）練兵の規則至て厳し、平常雨中たりとも兵卒に傘を許さずと云。皆な小きかむりがさにて暑中たりとも羅紗の洋服を脱か令めすと云。其の局に入る者は皆廢刀せりと云へり。陣営中の規則は至極宜しと聞ゆ。只余りに厳に過るは君父の難と雖も入當中は退堂を許さずと云へり」<sup>(7)</sup>とあり、四年二月の彼の日記には「此生徒は藩の選拔せる士官也。彼等直に士官にも成るべき心組の所、一兵卒として旧幕人衣斐章に叱使せらるゝを以て不平甚し。且、中村重遠（引用者註…土佐藩出身、当時兵部権大録）に欺かれたるが如く云て尤中村を怒る」と書き留めている<sup>(8)</sup>。

このように兵学寮では、厳しい訓練や軍律を徹底させようとする原田・揖斐に対し、屯所兵隊を農兵とし、青年舎生徒の待遇を改善すべしと主張する大島がいた。そして、屯所兵隊と教導隊との鋭い対立は、鳥取藩出身屯所兵隊の脱退や騒動を引き起こした。原田・揖斐らはこれに対し、教導隊を用いて徹底弾圧を加え、騒動の首謀者ら三〇名を禁錮処分とした。しかし、このような強圧的対応は問題の抜本的解決にはならず、逆に屯所兵隊の不満をさらに募らせる結果をもたらしたのである。

大阪兵部省における最高官は少輔の久我であったが、彼は下阪して間もない明治三年三月二五日、東京の前原に「大至急」と書いた書簡<sup>(9)</sup>を送っている。それには、「大阪今般陸軍御創業之秋に当り、曾我・原田両氏今度下りに相成候処、今日省中之取計振に付而も衆人不服物議を生し、密に彼是沸騰仕候、拙生えは日々朝夕に数人來り、如何之心得なそ申

来り、当今実に難法」と大阪の状況が述べられている。それから、東京の兵部省に出仕することになっていて現在大阪に滞在中の桜井直養を「当阪地に被召遣候方奉強願候」と要請し、もしそれが不可能な場合は大丞の山田を「至急に御下し奉願度候」と述べ、このどちらにも聞き届けられなければ「拙生一日も当地に難相勤」く、「此様子では大に開業は六力敷」と窮状を訴えているのである。桜井は、かつて長州藩諸隊の一つ「集義隊」の総管として勇名を馳せ、新政府では軍務官権判事を務めた人物であり、山田とともに山口藩兵に影響力を行使できる存在であった。このようなことから、久我書簡で述べられた「衆人」とは原田らに不満を持つ山口藩出身の屯所兵隊だったと推測される。

久我の要請を受けた前原は、同月二十九日に山田に対し「老兄には一日も速に浪華え御出被成候事上策と奉存候<sup>⑧</sup>」と書簡を送り、山田の下阪の必要を認め、同年四月二二日には「浪華之近況承知仕候、付而は先日來申上候通、老兄一度速に御西下有之度奉存候処、老兄御西下に相成候而は、本省一日も不相濟段船越、三宮輩の見込に有之、故に桜井慎平え被命度申議論に御座候、然処陸軍成立根本之基礎、慎平輩に而相立候様淺薄なる考如何にも不得其意、且方今之勢に而万一浪華局中波乱を生し、吏人進進学生躊躇等之姿有之候而は、実に黒田輩之取笑い候のみならず、從而朝廷にも疑を生候様可立至も実に懸念仕候、何分御高考有之度奉存候」と、大阪の状況を沈静させるには桜井では不足であり、また事態を放置すれば黒田ら大阪兵学寮に批判的な勢力の笑いものになるとして、山田に改めて下阪を促した。こうして、山田は同年五月二日に兵部卿有栖川宮熾仁親王から出張辞令を受け、同月中旬には大阪兵部省に入ったのである<sup>⑨</sup>。

下阪後、山田はすぐに屯所兵隊と原田・揖斐の両者の言い分を聞き周旋に乗り出した。山田が大阪入りした後は、揖斐や教導隊による屯所兵隊や青年舎生徒に対する監督も幾分緩やかになったと見え、同年六月一四日付山田宛船越衛書簡に「林権少丞よりも報知有之、老台（引用者註…山田）御着後兵隊病人も相減、大基礎相立、従是百事可相拏と誠に大慶申越候<sup>⑩</sup>」あるように、先に「風聞書」において「病と称して病院に入るもの一時三四十人に至る」と述べられた青

年舎の状況も改善されたようである。そして最終的には、屯所兵隊の処分は原田らによってすでに行われていたため、山田が揖斐を同年八月一〇日に三日間の謹慎処分<sup>87</sup>に付し、事態を收拾した。

このように、大阪兵学寮は、外に大久保派との対立、内に教官同士・「兵学寮之生徒」同士の対立の中、様々な困難を一つずつ乗り越えながら操業され、大島義昌<sup>84</sup>や大久保春野<sup>85</sup>、児玉源太郎<sup>86</sup>など後の陸軍の中核となる人材を養成していった。中でも兵学寮創業時における教導隊の存在は大きく、その内訳は大半が山口藩出身者を占めていたことから、後に「長の陸軍」と呼ばれることとなる人材の核を形成していったのである。

### おわりに

兵部省大阪出張所は廃藩置県後の明治四年十月九日をもって廃せられ、同年十二月八日教導隊も東京に移され教導団と改称された。その二日後には兵学寮も東京に移転され、陸軍創業の拠点としての大阪の役割は終わりを告げた。

大村益次郎やその遺策派が上下士官の養成を積極的に進めたのは、もちろん当時の軍事関係予算の制約によるものもあるが、直接的には既に確認したように、明治二年六月の兵制論争において、兵制そのものの確定が凍結されていた点<sup>87</sup>が大きかった。彼らは、実際に士官を養成しておくことで、低予算の内に将来の「農兵」徴募<sup>88</sup>につなげることができるとの展望をもっていたのである。また、兵学寮で行われた仏式の訓練では、兵士の評価は体力や体操の技量が重きをなしており、寮内では軍隊としての新しい階級秩序が徹底されていた。これらと封建的身分秩序は本質的に相容れないものであったことから、ある意味必然的に屯所兵隊の脱退や騒動を招いたといえる。このように、仏式の導入は武士の軍務専行主義を否定し、将来の徴兵制による近代軍隊の建設につながるものだったのである。

大阪兵学寮の建設・操業においては困難の連続であったが、この時期に兵制・兵式統一に向けた様々な施策が決定された。明治三年二月二〇日、兵部省は各藩に「兵制は天下に無之而は不相叶は勿論の儀に付、一般兵学寮被設置、近々各藩も入寮被差許、一定之制式に相帰候様御運び相成候得共、即今常備之処、編隊員数別紙之通り御規則被相定候、此段相達候事」と伝達した。そして、その別紙には「一 歩兵隊 六十名を以て一小隊とす。二 小隊を以て一中隊とす。五 中隊を以て一大隊とす。」と編制について定め、「一 兵士年齢は十八歳より三十七歳迄たるへき事」と兵卒素材の均質化を図っている。もともと、「練兵式之儀は先づ是迄相用來候式にて不苦候事」として、兵式についての強制はしていないような文言にはなっているものの、実際には中隊を組織する兵式は仏式であり、この達は言外に各藩に仏式への移行を指示する内容になっている点は注意すべきであろう。

これら兵学寮の実績を元に、明治三年一〇月二日には、兵部省は各藩に「兵制の儀は皇国一般之法式可被為立候得共、今般常備兵員被定候に付ては、海軍は英吉利式、陸軍は仏蘭西式を斟酌御編制相成候条。先づ藩々に於て陸軍は仏蘭西式を目的とし、漸を以て編制相改候様被仰付候事」と仏式統一の達を出すこととなる。さらに、兵部省が各府藩県に対し「徴兵規則」を下令し、「前途兵制一変全国募兵之御目的に候処、(中略)士族卒庶人に不拘身体強壯にして兵卒の任に堪へき者を撰み一万石に五人つ、大阪出張兵部省へ可差出候事」と、徴兵の一部実施に踏み切るのは同年一月三日のことであった。

- (1) 内閣記録局編『法規分類大全 兵制門一』(原書房、一九八八年、但し複製原本は一九九〇年)二二―三頁。
- (2) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 一』(日本大学、一九九一年)四〇―一頁。
- (3) 村田峰次郎『大村益次郎先生事蹟』(マツノ書店、二〇〇一年、但し複製原本は一九九一年)二〇三頁所収、船越衛の回顧談。
- (4) 拙稿「大村益次郎の建軍構想」『新之名義』と仏式兵制との関連を中心に(『軍事史学』第四二巻第一号、二〇〇六年)二四頁。

- (5) 村田『大村益次郎先生事蹟』一九三頁。
- (6) 同右、二〇二頁。
- (7) 曾我祐準『曾我祐準翁自叙伝』（曾我祐準翁自叙伝刊行会、一九三〇年）二〇三～四頁。
- (8) 日本史籍協会編『木戸孝允文書 八』（東京大学出版会、二〇〇三年、但し複製原本は一九三二年）二六頁。
- (9) 藤村道生『山県有朋』（吉川弘文館、一九九〇年）三九頁。
- (10) 松下芳男『明治軍制史論 上』（国書刊行会、一九八八年）六〇頁など。
- (11) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉文書』明治二年雜件。
- (12) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇二頁。
- (13) 同右。
- (14) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一篇、第一〇六卷、一七号文書。
- (15) 渡辺幾治郎『皇軍建設史』（共立出版、一九四四年）四三頁所引（『太政官日誌』）。
- (16) 山崎正男『陸軍士官学校』（秋元書房、一九七〇年）三〇頁。
- (17) 日本大学編刊『山田顕義伝』（一九六三年）三六九頁。
- (18) 村田『大村益次郎先生事蹟』二三八～三九九頁。
- (19) 松下芳男『改訂明治軍制詩論 上』（国書刊行会、一九八八年）四九頁。
- (20) 丹澤編『大村益次郎』（マツノ書店、一九九九年）七六～七六三頁。ただ、宇野俊一『桂太郎』（吉川弘文館、二〇〇六年）一九頁によると、大村は桂が東京に着いてまもなく死去しており、すでに定員を充足していた語学所への入学にあたって推薦状を書いたのは同郷の広澤真臣だったことがわかる。
- (21) 吉野作造編『明治文化全集 二三 軍事編・交通編』一一二頁。
- (22) 内訳は、山口藩一三名、岩国藩四名、徳山藩一名、岡山藩五名、広島藩二名、柳河藩二名、高知藩二名、鹿児島藩一名、松江藩一名、浜松藩一名、鴨方藩一名、公卿二名であり、長州出身者が過半数を占めている。
- (23) 大島圭介述／中村蕭村編『幕末実戦史』（東京大学出版会、一九八一年、但し複製原本は一九二一年）
- (24) 官板、（和泉屋市兵衛・須原屋茂兵衛）和装、袋絲綴、タテ八・五種、ヨコ一八種。

- (25) 拙稿「大村益次郎の建軍構想」三六頁。
- (26) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』（マツノ書店、二〇〇五年、但し複製原本は一九二八年）三三三頁。
- (27) 村田『大村益次郎先生事蹟』一九七～二〇二頁。
- (28) 同右、二〇〇頁。
- (29) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』三三三頁。
- (30) 千田稔『羅新政権の直属軍隊』（開明書院、一九七八年）四九頁。
- (31) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一篇、第二四卷、五号文書。なお、吉野作造編『明治文化全集 一三三 軍事編・交通編』（日本評論社、一九三〇年）一二二頁や丹澤編『大村益次郎』（マツノ書店、一九九九年、但し複製原本は一九四四年）七六七～八などでは、これを大村の建軍プランと見ているが、それは誤りである。
- (32) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』二八三頁。
- (33) 日本史籍協会編『木戸孝允日記 二』（東京大学出版会、一九八五年、但し複製原本は一九三二年）二六四頁。
- (34) 妻木忠太『前原一誠伝』（積文館、一九四四年）七五三頁。
- (35) 日本史籍協会編『大久保利通文書 二』（マツノ書店、二〇〇五年、但し複製原本は一九二七年）四四八～四四九頁。
- (36) 吉野作造編『明治文化全集 一 憲政編』（日本評論社、一九三〇年）一七八頁。
- (37) 妻木『前原一誠伝』七六〇頁。
- (38) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』二九九頁。
- (39) 日本史籍協会編『広澤眞臣日記』（マツノ書店、二〇〇一年）二五六頁。
- (40) 日本史籍協会編『大久保利通日記 二』（東京大学出版会、一九八三年、但し複製原本は一九二七年）七〇頁。
- (41) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』三三三頁。
- (42) 同右、三三二頁。
- (43) 妻木『前原一誠伝』七六一～五頁。
- (44) 拙稿「大村益次郎の建軍構想」二四頁。
- (45) 同右、三三二～三頁。

- (46) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 二』(日本大学、一九九一年) 一三三～四頁。
- (47) 村田『大村益次郎先生事蹟』一九三頁。
- (48) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『岩倉家蔵書類』明治二年雜件。
- (49) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇七頁。
- (50) 村田『大村益次郎先生事蹟』二三九頁所収、曾我祐準の回想。
- (51) 安保清康『男爵安保清康自叙伝』(三協印刷、一九一九年) 三二頁。
- (52) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇一～二頁。
- (53) 同右、二〇三頁。
- (54) 大山梓編『山県有朋意見書』(原書房、一九六六年) 所収、山県有朋監修『陸軍省沿革史』(原本は一九〇五年) 四四頁。
- (55) 千田『維新政権の直属軍隊』四四頁では「大島萬兵衛(貞謙)と大島貞薫との関係を見ると、(中略)恐らく両人は血縁関係をもち、幕末以来、旗本小出播磨守の家来(『公文録』士大夫之部二『明治二年』二四号文書(国立公文書館所蔵))として洋式兵学を共有してきた間柄であったとみてよいであろう。」とあり、柳生悦子『史話まぼろしの陸軍兵学寮』(六興出版、一九八三年) 一一三頁では「万兵衛貞謙は京都兵学所において大島貞薫の上司であり、名前からいっておそらく近親者であろう。」とある。また、早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』(早稲田大学社会科学研究所、一九六五年) 三九六頁でも、「大島貞謙(萬兵衛)・貞薫については、詳細は不明ながら、ともに旧幕府陸軍の官僚であったことは明らかで、明治維新後ともに軍務官の『学校教授方』に任ぜられた大島萬次郎・大島恭次郎と同人である」とあるが、これらは間違いであり、貞謙と貞薫は同一人物であり、「恭次郎」は彼の次男貞恭である。ただ、このような誤解が生じたのは、大島の名前の変更もさることながら、当時の大阪兵学寮における諸官の名称があまり徹底されていなかったことによる歴史家の混乱が大きいと思われる。例えば、明治三年七月二十八日には「兵部省陸軍条例」が出され、例えば中教授以上は武官が兼任するというように、諸官の名称と格が定められたが、実際には兵学寮で教授できるような武官は少なく、官名は曖昧のままになった。この年の九月に大島が兵部大丞山田顕義に提出した建言書にも旧官名である「兵学九」との署名がなされている。
- (56) 原著は、*Reglement op de exercitien en manoeuvres van de infanterie, 3de deel Bataljonschool* : 歩兵の訓練法と演習についての規則、第三卷、中隊の訓練 ('s Gravenhage: van Cleef, 1832)
- (57) 原著は、*Voorschrift voor de bezetting van het veldgeschut, eerste gedeelte, kanonnierschool* : 野戦砲の操作に関する教則、第一卷、砲

手の訓練 (Breida: Broese & Comp, 1856)

- (58) 松下芳男『明治軍制史論 上』(国書刊行会、一九八八年)二五三頁。
- (59) 大植四郎編『明治過去帳』(東京美術、一九七一年、但し複製原本は一九三五年)五三六頁。
- (60) 井上清『新版 日本の軍国主義 I 天皇制軍隊の形成』(現代評論社、一九七五年)五九頁。
- (61) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』八四〜九頁。
- (62) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』所収。
- (63) 同右、九五頁。
- (64) 村田『大村益次郎先生事蹟』一九〇〜三頁。
- (65) 蘭式から仏式への転換においては、さしたる問題がなかった。実際、操練に用いる教範において両者の差異はほとんど見られない。それというのも、蘭式というのはナポレオン戦争後にスタンダードとなった大陸型の兵式であり、フランスの影響を色濃く反映したものであったからである。そして、その前提となっていたものは徴兵制に基づく兵制であった。幕末維新期の「兵式」については、浅川道夫「維新建军期における『兵式』問題」(『軍事史学』第四二巻第一号、二〇〇六年)に詳しい。
- (66) 村田『大村益次郎先生事蹟』二二二〜二六頁。
- (67) 梅溪昇『日本近代化の諸相』(思文閣出版、一四一〜一五一頁所収)。
- (68) 柳生『史話まほろしの陸軍兵学寮』一四〜九頁所収。この史料はもと海軍中将中牟田倉之助所蔵の文書であり、明治初年の海軍兵学寮制との一日を活写した文書とされていたが、しかし、柳生氏の再調査の結果、これは大阪の陸軍兵学寮青年舎の生徒が寮内の様子を書いたものであることが証明された。
- (69) 兵学寮の教育は仏式に倣って行われたが、仏式の特徴はというと、体力的に丈夫な兵士を養成しておくことを前提とする、本格的な「軽歩兵」の訓練法であった。そのため、訓練においては、自然兵士の評価は体力や体操の技量が重きをなすことになったのである。
- (70) 因みに「風聞書」では、明治三年四月に各藩からの「依頼入学」による生徒が入った教育機関を「青年学舎」と呼び、事実上同じものである「兵学寮」と区別しているが、同様の区別は明治三年九月の山田宛大島建言書(早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』九九頁)の中にも見られる。
- (71) 柳生氏は、「青年学舎之記」は明治四年三月頃に菊間藩からの貢進生によって書かれたものであると指摘している。

- (72) 京都兵学校、一八六八年。
- (73) 原著は「C. M. H. Pei *Handleiding tot de kennis der versterkingskunst, ten dienste van onder officieren* : 下士官用の要塞技術に関する知識の手引き書」(s. Hertogenbosch: Gebroeders Muller, 1852)。
- (74) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇三頁。
- (75) 史談会編『史談会速記録 合本二五』(原書房、一九七三年) 所収、田島応親「幕府以降軍制革遷の事実」三三六頁。
- (76) 浅川「維新建軍期における『兵式』問題」(『軍事史学』第四二卷第一号、二〇〇六年) 一六頁。
- (77) 日本史籍協会編『谷干城遺稿 一』(東京大学出版会、一九七五年、但し複製原本は一九二二年) 四二二頁。
- (78) 同右、二二二頁。
- (79) 妻木『前原一誠伝』八〇四～五頁所収。
- (80) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 一』一五一頁。
- (81) 日本史籍協会編『熾仁親王日記』(東京大学出版会、一九七六年) 二八〇頁。
- (82) 日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書 一』二〇頁。
- (83) 同右、一〇頁。
- (84) 明治三年四月、兵学寮青年舎入学。後、関東都督・軍事参議官・第三師団長等を歴任、陸軍大将正二位勲一等功二級子爵。
- (85) 明治三年五月、兵学寮幼年舎入学。後、朝鮮駐劄軍司令官・第三師団長・第六師団長等を歴任、陸軍大将従二位勲一等功二級男爵。
- (86) 河東操練所を経て明治二年十一月、兵学寮教導隊に入隊。第三師団長・台湾総督・参謀総長等を歴任。陸軍大将勲一等功一級伯爵。
- (87) 曾我『曾我祐準翁自叙伝』二〇七頁。
- (88) 内閣記録局『法規分類大全 兵制門一』二四頁。
- (89) 同右、二五頁。
- (90) 同右、三二頁。
- (91) 同右、三五頁。